

申請書類の郵送等について

- 窓口にて補正対応ができることを条件に、郵送等による申請書類の受理を行います。
- 郵送等の際には別添様式に記入をお願いします。
- 郵送等により申請書類が送付された場合、收受後、受理審査を行います。
- 受理要件を満足しない場合は、申請書類を着払いにて返送しますのでご了承ください。

郵送等送付可能書類

- 確認申請書
- 中間検査申請書
- 完了検査申請書
- 沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等
- 建築物省エネ法に基づく届出等
- 建設リサイクル法に基づく届出
- 県条例に基づく申請等

受理要件

- 申請書類の郵送等を行うことについて、土木事務所の担当者と事前に調整がされていること
- 土木事務所の窓口にて補正対応できること（郵送等対応依頼書）
- 各郵送等送付可能書類に申請者等の記名があること
- 委任状が添付されていること（申請者以外の者が手続きを行う場合）
- 手数料（沖縄県証紙）が貼付されていること（下記の売りさばき所参照）
- 所定の部数があること

留意事項

- 補正関連書類は郵送等の対応をしておりませんので、窓口で補正対応となります。
- 許可等書類は市町村経由を要する場合がありますので、郵送等の対応をしておりません。
- 県証紙は県外では販売しておりませんので、郵送に先立ち入手しておいてください。
- 検査日については、担当者と事前調整をお願いします。
- 返送を行うのは受理要件を満たさない場合のみとなります。

市町村経由の書類例（郵送等取扱不可）

- ・建築基準法に基づく許可等（例：43条許可申請、道路位置指定申請）
- ・都市計画法に基づく許可等（例：開発許可申請）

県外向け郵送販売取扱い売りさばき所

- ・金秀商事株式会社（県庁本庁舎地下1階売店） 電話：098-868-4001
- ・沖縄県母子寡婦福祉連合会（南部合同庁舎2階売店） 電話：098-867-8176

確認申請等については、全国各地に民間確認検査機関がありますので、そちらでの手続きについてもご検討ください。

沖縄県宮古土木事務所・建築班（0980-72-1437）